

付録2 運営規程記載例

その他運営に関する重要事項

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第〇〇条

事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等としての以下の機能を担う。

(1) 相談

緊急時の支援の見込めない世帯を事前に把握・登録したうえで、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受入れ・対応

短期入所等を活用した緊急時の受入体制等を確保したうえで、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場の提供

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 地域の体制づくり

秩父地域基幹相談支援センターや相談支援事業所、他の障害福祉サービスを行う事業所と連携して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

作成にあたっての注意点

- ① 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が届出を行う場合には、(1)、(2)、(3)、(4)の機能を担うことを運営規程に記載することが、届出の要件となります。
- ② 短期入所事業所が届出を行う場合には、(2)、(3)の機能を担うことを運営規程に記載することが、届出の要件となります。
- ③ 地域定着支援及び地域移行支援の両方の指定を受けている一般相談支援事業所が届出を行う場合には、(2)、(3)の機能を担うことを運営規程に記載することが、届出の要件となります。